



# 神戸市公報

発行所 神戸市中央区加納町6丁目5番1号  
神戸市役所  
編集兼印刷発行人 神戸市長  
発行日 毎週火曜日

## 目次

| 種類      | 件名                                                 | 所管部署                | ページ |
|---------|----------------------------------------------------|---------------------|-----|
| 告示      | 放置自転車等の撤去及び保管                                      | 建設局西部建設事務所          | 1   |
| 告示      | 放置自転車等の撤去及び保管                                      | 建設局東部建設事務所          | 3   |
| 告示      | 道路法による道路の区域変更(国道428号)                              | 建設局道路管理課            | 6   |
| 告示      | 生活保護法等による医療機関の指定                                   | 福祉局くらし支援課           | 7   |
| 告示      | 生活保護法等による施術者の指定                                    | 福祉局くらし支援課           | 8   |
| 告示      | 生活保護法等による指定施術者の名称等の変更                              | 福祉局くらし支援課           | 9   |
| 告示      | 生活保護法等による指定介護機関の名称等の変更                             | 福祉局くらし支援課           | 10  |
| 告示      | 生活保護法等による指定医療機関の名称等の変更                             | 福祉局くらし支援課           | 11  |
| 告示      | 生活保護法等による指定医療機関の事業の廃止                              | 福祉局くらし支援課           | 12  |
| 告示      | 生活保護法等による指定医療機関の事業の休止                              | 福祉局くらし支援課           | 13  |
| 公告      | 大規模小売店舗立地法第6条第1項による届出(大丸神戸店)                       | 経済観光局経済政策課          | 14  |
| 公告      | 大規模小売店舗立地法第5条第1項による届出((仮称)ハローズ本多聞店)                | 経済観光局経済政策課          | 16  |
| 公告      | 大規模小売店舗立地法第6条第1項による届出(コープリビング甲南)                   | 経済観光局経済政策課          | 19  |
| 公告      | 大規模小売店舗立地法第6条第1項による届出(ルッカ名谷)                       | 経済観光局経済政策課          | 21  |
| 公告      | 空家等対策の推進に関する特別措置法第22条第3項に基づく命令(家屋番号 16 番の1(附属建物))  | 建築住宅局建築指導部<br>安全対策課 | 23  |
| 公告      | 空家等対策の推進に関する特別措置法第22条第3項に基づく命令(家屋番号 16 番の2)        | 建築住宅局建築指導部<br>安全対策課 | 24  |
| 公告      | 神戸市空家空地対策の推進に関する条例第13条第1項に基づく公表(家屋番号 16 番の1(附属建物)) | 建築住宅局建築指導部<br>安全対策課 | 25  |
| 公告      | 神戸市空家空地対策の推進に関する条例第13条第1項に基づく公表(家屋番号 16 番の2)       | 建築住宅局建築指導部<br>安全対策課 | 26  |
| 公告      | 建築協定書の提出及びその縦覧(学園緑が丘(小東山6丁目)地区建築協定)                | 建築住宅局建築指導部<br>建築安全課 | 27  |
| 公告      | 鈴蘭台駅北地区土地区画整理審議会委員選挙の選挙人名簿の縦覧                      | 都市局工務課              | 28  |
| 公告      | 鈴蘭台駅北地区土地区画整理審議会委員選挙期日                             | 都市局工務課              | 29  |
| 公告      | 開発行為に関する工事の完了(北区道場町)                               | 都市局都市計画課            | 30  |
| 水道局     | 神戸市指定給水装置工事事業者の廃止                                  | 水道局給水課              | 31  |
| 選挙管理委員会 | 神戸市長選挙における選挙人名簿の登録基準日                              | 選挙管理委員会事務局          | 32  |
| 選挙管理委員会 | 任期満了に伴う神戸市長選挙の期日                                   | 選挙管理委員会事務局          | 33  |
| 選挙管理委員会 | 神戸市長選挙における選挙長等の選任                                  | 選挙管理委員会事務局          | 34  |
| 選挙管理委員会 | 神戸市長選挙における選挙長の職務を行う場所                              | 選挙管理委員会事務局          | 35  |
| 選挙管理委員会 | 神戸市長選挙における選挙会の場所等                                  | 選挙管理委員会事務局          | 36  |
| 選挙管理委員会 | 神戸市長選挙における選挙公報掲載文の掲載順序を定めるくじを行う場所等                 | 選挙管理委員会事務局          | 37  |

| 種類      | 件名                                            | 所管部署        | ページ |
|---------|-----------------------------------------------|-------------|-----|
| 選挙管理委員会 | 神戸市長選挙における期日前投票所等に掲示する氏名等の掲示の掲載順序を定めるくじを行う場所等 | 選挙管理委員会事務局  | 38  |
| 選挙管理委員会 | 神戸市長選挙における選挙運動支出金額の制限額                        | 選挙管理委員会事務局  | 39  |
| 選挙管理委員会 | 神戸市長選挙における立候補者の氏名等                            | 選挙管理委員会事務局  | 40  |
| 選挙管理委員会 | 神戸市長選挙における選挙立会人のくじを行う場所等                      | 選挙管理委員会事務局  | 41  |
| 選挙管理委員会 | 神戸市議会議員補欠選挙(東灘区選挙区及び北区選挙区)を行う事由の発生            | 選挙管理委員会事務局  | 42  |
| 選挙管理委員会 | 神戸市議会議員補欠選挙(東灘区選挙区及び北区選挙区)における選挙人名簿の登録基準日     | 選挙管理委員会事務局  | 43  |
| 人事委員会   | 級別基準職務表の適用範囲に関する規則の一部を改正する規則                  | 人事委員会事務局調査課 | 44  |
| 訂正      | 令和7年9月30日付神戸市公報第3930号中                        | 交通局経営企画課    | 45  |

神戸市告示第342号

神戸市自転車等の放置の防止及び自転車駐車場の整備に関する条例（昭和58年4月条例第3号）第11条第2項（同条例第12条第2項において準用する場合を含む。）第23条の2項及び3項の規定により自転車等を撤去し、及び保管したので、同条例第13条第1項の規定により次のとおり告示する。

令和7年10月21日

神戸市長 久 元 喜 造

1 自転車等の保管及び返還の場所、自転車等が置かれ、又は放置されていた場所、撤去及び保管した自転車等の台数、撤去及び保管した年月日並びに問い合わせ先別表のとおり。

2 保管期間

この告示の日から1月間（その保管に不相当な費用を要するときに限る。）

3 返還事務を行う時間

(1) 西部保管所・西代保管所

ア 月曜日から金曜日まで 午後3時から午後7時まで。

イ 土曜日 午後1時から午後5時まで。

(2) 須磨保管所・名谷保管所

ア 火曜日・木曜日 午後3時から午後7時まで。

（ただし、即時撤去日より7日間は(1)と同様の運用とする。）

イ 土曜日 午後1時から午後5時まで。

4 返還を受けるために必要な事項

自転車等の利用者等は、当該保管に係る自転車等の返還を受けようとするときは、その住所及び氏名並びに当該自転車等の鍵その他の利用者等であることを証する物を市長に提示しなければならない。

5 その他

この告示の日から起算して6月を経過しても当該保管に係る自転車等（この告示の日から1月を経過してもなお当該自転車等を返還することができない場合においてその保管に不相当な費用を要するため当該自転車等を売却した代金を含む。）を返還することができないときは、当該自転車等の所有権は、本市に帰属する。

令和7年10月21日 神戸市公報第3933号

別 表

| 自転車等の保管及び返還の場所    | 自転車等が置かれ、又は放置されていた場所 | 撤去及び保管した自転車等の台数       | 撤去及び保管した年月日 | 問い合わせ先                                          |
|-------------------|----------------------|-----------------------|-------------|-------------------------------------------------|
| 長田区御屋敷通2丁目6番西部保管所 | 鷹取駅(南・北)周辺自転車等放置禁止区域 | 自転車 12台<br>原動機付自転車 0台 | 令和7年9月3日    | 神戸市須磨区妙法寺字ヌメリ石1番地の1<br>建設局西部建設事務所<br>電話742-2468 |
|                   | 長田・須磨区管内長期放置         | 自転車 9台<br>原動機付自転車 0台  |             |                                                 |
| 長田区西代通1丁目1番西代保管所  | 高速長田駅周辺自転車等放置禁止区域    | 自転車 15台<br>原動機付自転車 0台 | 令和7年9月4日    |                                                 |
|                   | 長田・須磨区管内長期放置         | 自転車 6台<br>原動機付自転車 0台  |             |                                                 |
| 長田区西代通1丁目1番西代保管所  | 板宿・西代駅周辺自転車等放置禁止区域   | 自転車 10台<br>原動機付自転車 1台 | 令和7年9月9日    |                                                 |
|                   | 長田・須磨区管内長期放置         | 自転車 4台<br>原動機付自転車 0台  |             |                                                 |
| 長田区御屋敷通2丁目6番西部保管所 | 新長田駅周辺自転車等放置禁止区域     | 自転車 7台<br>原動機付自転車 0台  | 令和7年9月10日   |                                                 |
|                   | 長田・須磨区管内長期放置         | 自転車 10台<br>原動機付自転車 0台 |             |                                                 |
| 長田区西代通1丁目1番西代保管所  | 高速長田駅周辺自転車等放置禁止区域    | 自転車 22台<br>原動機付自転車 0台 | 令和7年9月11日   |                                                 |
|                   | 長田・須磨区管内長期放置         | 自転車 0台<br>原動機付自転車 0台  |             |                                                 |
| 長田区西代通1丁目1番西代保管所  | 高速長田駅周辺自転車等放置禁止区域    | 自転車 0台<br>原動機付自転車 0台  | 令和7年9月12日   |                                                 |
|                   | 長田・須磨区管内長期放置         | 自転車 5台<br>原動機付自転車 0台  |             |                                                 |
| 長田区御屋敷通2丁目6番西部保管所 | 新長田駅周辺自転車等放置禁止区域     | 自転車 6台<br>原動機付自転車 0台  | 令和7年9月17日   |                                                 |
|                   | 長田・須磨区管内長期放置         | 自転車 2台<br>原動機付自転車 0台  |             |                                                 |
| 長田区西代通1丁目1番西代保管所  | 高速長田駅周辺自転車等放置禁止区域    | 自転車 13台<br>原動機付自転車 0台 | 令和7年9月18日   |                                                 |
|                   | 長田・須磨区管内長期放置         | 自転車 7台<br>原動機付自転車 1台  |             |                                                 |
| 長田区御屋敷通2丁目6番西部保管所 | 新長田駅周辺自転車等放置禁止区域     | 自転車 14台<br>原動機付自転車 0台 | 令和7年9月24日   |                                                 |
|                   | 長田・須磨区管内長期放置         | 自転車 6台<br>原動機付自転車 0台  |             |                                                 |
| 長田区御屋敷通2丁目6番西部保管所 | 新長田駅周辺自転車等放置禁止区域     | 自転車 0台<br>原動機付自転車 0台  | 令和7年9月26日   |                                                 |
|                   | 長田・須磨区管内長期放置         | 自転車 6台<br>原動機付自転車 0台  |             |                                                 |
| 長田区御屋敷通2丁目6番西部保管所 | 新長田駅周辺自転車等放置禁止区域     | 自転車 27台<br>原動機付自転車 0台 | 令和7年9月27日   |                                                 |
|                   | 長田・須磨区管内長期放置         | 自転車 0台<br>原動機付自転車 0台  |             |                                                 |

神戸市告示第343号

神戸市自転車等の放置の防止及び自転車駐車場の整備に関する条例（昭和58年4月条例第3号）第11条、第12条第2項及び第23条の2の規定により自転車等を撤去し、及び保管したので、同条例第13条第1項の規定により次のとおり告示する。

令和7年10月21日

神戸市長 久 元 喜 造

1. 自転車等の保管及び返還の場所、自転車等が置かれ、又は放置されていた場所、撤去し、及び保管した自転車等の台数、撤去し、及び保管した年月日並びに問い合わせ先

別表のとおり

2. 保管期間

この公示の日から1月間（その保管に不相当な費用を要するときに限る。）

3. 返還事務を行う時間

魚崎浜保管所及び稗原保管所

ア 月曜日から金曜日まで 午後3時から午後7時まで

イ 土曜日 午後1時から午後5時まで

（日曜日、祝日及び12月28日から1月4日を除く）

4. 返還を受けるために必要な事項

自転車等の利用者等は、当該保管に係る自転車等の返還を受けようとするときは、その住所及び氏名並びに当該自転車等の鍵その他の利用者等であることを証する物を市長に提示しなければならない。

5. その他

この公示の日から起算して6月を経過しても当該保管に係る自転車等（この公示の日から1月を経過してもなお当該自転車等を返還することができない場合において、その保管に不相当な費用を要するため当該自転車等を売却した代金を含む。）を返還することができないときは、当該自転車等の所有権は、本市に帰属する。

# 令和7年10月21日 神戸市公報第3933号

別表

| 自転車等の保管<br>及び返還の場所    | 自転車等が置かれ、又は<br>放置されていた場所 | 撤去し、及び保管した<br>自転車等の台数 | 撤去し、及び<br>保管した年月日 | 問い合わせ先                         |
|-----------------------|--------------------------|-----------------------|-------------------|--------------------------------|
| 稗原保管所<br>灘区上河原通1丁目1番  | 灘駅周辺                     | 自転車 3 台               | 令和7年9月2日          | 東灘区御影塚町2丁目27番20号<br>建設局東部建設事務所 |
|                       | 自転車等放置禁止区域               | 原動機付自転車 0 台           |                   |                                |
|                       | 大石駅周辺                    | 自転車 2 台               |                   |                                |
|                       | 自転車等放置禁止区域               | 原動機付自転車 0 台           |                   |                                |
|                       | 摩耶駅周辺                    | 自転車 4 台               |                   |                                |
|                       | 自転車等放置禁止区域               | 原動機付自転車 0 台           |                   |                                |
|                       | 王子公園駅周辺                  | 自転車 2 台               |                   |                                |
|                       | 自転車等放置禁止区域               | 原動機付自転車 0 台           |                   |                                |
| 魚崎浜保管所<br>東灘区魚崎浜町1番5号 | 六甲道駅周辺                   | 自転車 27 台              | 令和7年9月4日          |                                |
|                       | 自転車等放置禁止区域               | 原動機付自転車 2 台           |                   |                                |
|                       | J R 住吉駅周辺                | 自転車 9 台               |                   |                                |
|                       | 自転車等放置禁止区域               | 原動機付自転車 1 台           |                   |                                |
|                       | 摂津本山駅周辺                  | 自転車 1 台               |                   |                                |
|                       | 自転車等放置禁止区域               | 原動機付自転車 0 台           |                   |                                |
|                       | 岡本駅周辺                    | 自転車 0 台               |                   |                                |
|                       | 自転車等放置禁止区域               | 原動機付自転車 1 台           |                   |                                |
|                       | 甲南山手駅周辺                  | 自転車 1 台               |                   |                                |
|                       | 自転車等放置禁止区域               | 原動機付自転車 0 台           |                   |                                |
|                       | 深江駅周辺                    | 自転車 5 台               |                   |                                |
|                       | 自転車等放置禁止区域               | 原動機付自転車 1 台           |                   |                                |
| 稗原保管所<br>灘区上河原通1丁目1番  | 魚崎駅周辺                    | 自転車 1 台               | 令和7年9月9日          |                                |
|                       | 自転車等放置禁止区域               | 原動機付自転車 0 台           |                   |                                |
|                       | 阪神御影駅周辺                  | 自転車 5 台               |                   |                                |
|                       | 自転車等放置禁止区域               | 原動機付自転車 0 台           |                   |                                |
|                       | 灘駅周辺                     | 自転車 4 台               |                   |                                |
|                       | 自転車等放置禁止区域               | 原動機付自転車 0 台           |                   |                                |
| 魚崎浜保管所<br>東灘区魚崎浜町1番5号 | 六甲駅周辺                    | 自転車 5 台               | 令和7年9月11日         |                                |
|                       | 自転車等放置禁止区域               | 原動機付自転車 0 台           |                   |                                |
|                       | 六甲道駅周辺                   | 自転車 23 台              |                   |                                |
|                       | 自転車等放置禁止区域               | 原動機付自転車 5 台           |                   |                                |
|                       | 深江駅周辺                    | 自転車 3 台               |                   |                                |
|                       | 自転車等放置禁止区域               | 原動機付自転車 0 台           |                   |                                |
|                       | 青木駅周辺                    | 自転車 1 台               |                   |                                |
|                       | 自転車等放置禁止区域               | 原動機付自転車 0 台           |                   |                                |
|                       | 魚崎駅周辺                    | 自転車 1 台               |                   |                                |
|                       | 自転車等放置禁止区域               | 原動機付自転車 0 台           |                   |                                |
|                       | 阪神御影駅周辺                  | 自転車 6 台               |                   |                                |
|                       | 自転車等放置禁止区域               | 原動機付自転車 0 台           |                   |                                |
|                       | J R 住吉駅周辺                | 自転車 5 台               |                   |                                |
|                       | 自転車等放置禁止区域               | 原動機付自転車 0 台           |                   |                                |
| 魚崎浜保管所<br>東灘区魚崎浜町1番5号 | 摂津本山駅周辺                  | 自転車 4 台               |                   |                                |
|                       | 自転車等放置禁止区域               | 原動機付自転車 0 台           |                   |                                |
|                       | 甲南山手駅周辺                  | 自転車 1 台               |                   |                                |
|                       | 自転車等放置禁止区域               | 原動機付自転車 0 台           |                   |                                |
|                       | 阪急御影駅周辺                  | 自転車 3 台               |                   |                                |
|                       |                          |                       |                   |                                |

別表

|                       |            |         |      |           |
|-----------------------|------------|---------|------|-----------|
|                       | 自転車等放置禁止区域 | 原動機付自転車 | 0 台  |           |
| 魚崎浜保管所<br>東灘区魚崎浜町1番5号 | J R 住吉駅周辺  | 自転車     | 4 台  | 令和7年9月16日 |
|                       | 自転車等放置禁止区域 | 原動機付自転車 | 0 台  |           |
|                       | 摂津本山駅周辺    | 自転車     | 2 台  |           |
|                       | 自転車等放置禁止区域 | 原動機付自転車 | 0 台  |           |
|                       | 甲南山手駅周辺    | 自転車     | 1 台  |           |
|                       | 自転車等放置禁止区域 | 原動機付自転車 | 0 台  |           |
|                       | 阪急御影駅周辺    | 自転車     | 0 台  |           |
|                       | 自転車等放置禁止区域 | 原動機付自転車 | 1 台  |           |
|                       | 深江駅周辺      | 自転車     | 3 台  |           |
|                       | 自転車等放置禁止区域 | 原動機付自転車 | 0 台  |           |
|                       | 青木駅周辺      | 自転車     | 1 台  |           |
|                       | 自転車等放置禁止区域 | 原動機付自転車 | 0 台  |           |
|                       | 魚崎駅周辺      | 自転車     | 1 台  |           |
|                       | 自転車等放置禁止区域 | 原動機付自転車 | 0 台  |           |
| 稗原保管所<br>灘区上河原通1丁目1番  | 岩屋駅周辺      | 自転車     | 1 台  | 令和7年9月19日 |
|                       | 自転車等放置禁止区域 | 原動機付自転車 | 0 台  |           |
|                       | 灘駅周辺       | 自転車     | 5 台  |           |
|                       | 自転車等放置禁止区域 | 原動機付自転車 | 0 台  |           |
|                       | 大石駅周辺      | 自転車     | 2 台  |           |
|                       | 自転車等放置禁止区域 | 原動機付自転車 | 0 台  |           |
|                       | 摩耶駅周辺      | 自転車     | 5 台  |           |
|                       | 自転車等放置禁止区域 | 原動機付自転車 | 0 台  |           |
|                       | 王子公園駅周辺    | 自転車     | 1 台  |           |
|                       | 自転車等放置禁止区域 | 原動機付自転車 | 0 台  |           |
| 魚崎浜保管所<br>東灘区魚崎浜町1番5号 | 新在家駅周辺     | 自転車     | 2 台  | 令和7年9月24日 |
|                       | 自転車等放置禁止区域 | 原動機付自転車 | 0 台  |           |
|                       | 六甲道駅周辺     | 自転車     | 27 台 |           |
|                       | 自転車等放置禁止区域 | 原動機付自転車 | 1 台  |           |
| 稗原保管所<br>灘区上河原通1丁目1番  | 東灘区管内      | 自転車     | 36 台 | 令和7年9月25日 |
|                       | 自転車等放置禁止区域 | 原動機付自転車 | 3 台  |           |
|                       | 阪神御影駅周辺    | 自転車     | 1 台  |           |
|                       | 自転車等放置禁止区域 | 原動機付自転車 | 1 台  |           |
|                       | 灘区管内       | 自転車     | 13 台 |           |
|                       | 自転車等長期放置   | 原動機付自転車 | 1 台  |           |
| 魚崎浜保管所<br>東灘区魚崎浜町1番5号 | 灘駅周辺       | 自転車     | 4 台  | 令和7年9月25日 |
|                       | 自転車等放置禁止区域 | 原動機付自転車 | 0 台  |           |
|                       | 王子公園駅周辺    | 自転車     | 5 台  |           |
|                       | 自転車等放置禁止区域 | 原動機付自転車 | 1 台  |           |
|                       | 六甲駅周辺      | 自転車     | 2 台  |           |
|                       | 自転車等放置禁止区域 | 原動機付自転車 | 0 台  |           |

神戸市告示第344号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、神戸市建設局道路管理課に備え置いて、令和7年11月4日まで一般の縦覧に供する。

令和7年10月21日

神戸市

代表者 神戸市長 久 元 喜 造

| 道路の種類 | 路線名  | 区 間                   | 新旧別 | 延長<br>(メートル) | 幅 員<br>(メートル) |
|-------|------|-----------------------|-----|--------------|---------------|
| 国道    | 428号 | 神戸市北区山田町原野字猪ノ谷山4番地先から | 新   | 51.10        | 14.20         |
|       |      | 神戸市北区山田町原野字猪ノ谷山4番地先まで | 旧   | 51.10        | 24.50         |

神戸市告示第345号

次の医療機関について、生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 49 条および中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項の指定をしたので、生活保護法第 55 条の 3 の規定により告示する。

令和 7 年 10 月 21 日

神戸市長 久 元 喜 造

| 名称                          | 所在地                      | 指定年月日           |
|-----------------------------|--------------------------|-----------------|
| 児島クリニック                     | 神戸市東灘区深江北町 2 丁目 8 番 7 号  | 令和 7 年 9 月 1 日  |
| しもかどクリニック                   | 神戸市垂水区平磯 4 丁目 3 番 21 号   | 令和 7 年 9 月 1 日  |
| しもかど腎透析クリニック                | 神戸市垂水区上高丸 1 丁目 8 番 16 号  | 令和 7 年 9 月 1 日  |
| さふらん薬局                      | 神戸市中央区熊内町 4 丁目 8 番 20 号  | 令和 7 年 9 月 1 日  |
| ひかり歯科クリニック                  | 神戸市北区鳴子 2 丁目 1 番 6 号     | 令和 6 年 4 月 1 日  |
| 神戸板宿クリニック 整形外科・皮膚科・美容皮膚科    | 神戸市須磨区前池町 3 丁目 3 番 1 号   | 令和 7 年 10 月 1 日 |
| K Tいたやど薬局                   | 神戸市須磨区前池町 3 丁目 3 番 1 号   | 令和 7 年 10 月 1 日 |
| ちどり オリーブ薬局                  | 神戸市兵庫区千鳥町 3 丁目 20 番 11 号 | 令和 7 年 10 月 1 日 |
| ファン薬局 垂水店                   | 神戸市垂水区日向 2 丁目 1 番 1 号    | 令和 7 年 10 月 1 日 |
| あおぞら薬局 阪急岡本店                | 神戸市東灘区岡本 1 丁目 1 4 番 9 号  | 令和 7 年 10 月 1 日 |
| 城谷バイオウェルネスクリニック内科・矯正歯科 神戸三宮 | 神戸市中央区三宮町 1 丁目 4 番 9 号   | 令和 7 年 10 月 1 日 |
| 城谷バイオウェルネスクリニック内科・矯正歯科 神戸三宮 | 神戸市中央区三宮町 1 丁目 4 番 9 号   | 令和 7 年 10 月 1 日 |

神戸市告示第346号

次の施術者について、生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 55 条において準用する同法第 49 条および中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項の指定をしたので、生活保護法第 55 条の 3 の規定により告示する。

令和 7 年 10 月 21 日

神戸市長 久 元 喜 造

1. はり・きゅう師

| 施術所の名称                             | 施術者の氏名 | 施術所の所在地                   | 指定年月日           |
|------------------------------------|--------|---------------------------|-----------------|
| 村松 秀崇（M y<br>c a r e 鍼灸マッ<br>サージ院） | 村松 秀崇  | 神戸市中央区楠町 3<br>丁目 3 番 12 号 | 令和 7 年 9 月 12 日 |
| 村佐 香苗（ぺんた<br>の訪問鍼灸）                | 村佐 香苗  | 神戸市長田区四番町<br>3 丁目 4 番地 36 | 令和 7 年 9 月 24 日 |

2. あん摩・マッサージ師

| 施術所の名称                             | 施術者の氏名 | 施術所の所在地                   | 指定年月日           |
|------------------------------------|--------|---------------------------|-----------------|
| 村松 秀崇（M y<br>c a r e 鍼灸マッ<br>サージ院） | 村松 秀崇  | 神戸市中央区楠町 3<br>丁目 3 番 12 号 | 令和 7 年 9 月 12 日 |

3. 柔道整復師

| 施術所の名称              | 施術者の氏名 | 施術所の所在地                   | 指定年月日          |
|---------------------|--------|---------------------------|----------------|
| 青山 政文（須磨リ<br>ーフ接骨院） | 青山 政文  | 神戸市須磨区大田町<br>3 丁目 4 番 2 号 | 令和 7 年 8 月 1 日 |

神戸市告示第347号

次の指定を受けた施術者について、生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 55 条において準用する同法第 50 条の 2 および中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項の規定により、当該指定を受けた施術者の名称等に変更があったとして届出があったので、生活保護法第 55 条の 3 の規定により告示する。

令和 7 年 10 月 21 日

神戸市長 久 元 喜 造

1 はりきゅう師

| 施術所の名称         | 施術者の氏名 | 施術所の所在地                                      | 変更年月日             |
|----------------|--------|----------------------------------------------|-------------------|
| 中島 純（みなと鍼灸治療院） | 中島 純   | (新)神戸市長田区房王寺町4丁目6番4号<br>(旧)神戸市長田区大丸町3丁目2番11号 | 令和 7 年 9 月<br>4 日 |

神戸市告示第348号

次の指定介護機関について、生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 54 条の 2 第 4 項において準用する同法第 50 条の 2 および中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項の規定により、当該指定介護機関の名称等に変更があったとして届出があったので、生活保護法第 55 条の 3 の規定により告示する。

令和 7 年 10 月 21 日

神戸市長 久 元 喜 造

| 当該変更にかかる介護事業所の名称 | 当該変更にかかる介護事業所の所在地                                                          | 介護事業者の名称          | 介護事業者の主たる事務所の所在地                  | 変更年月日             | サービス種類            |
|------------------|----------------------------------------------------------------------------|-------------------|-----------------------------------|-------------------|-------------------|
| 池内訪問看護ステーション     | (新)神戸市<br>西区伊川谷<br>町有瀬 766<br>番地 1<br><br>(旧)神戸市<br>西区玉津町<br>高津橋 349<br>番地 | 株式会社 U<br>n i t y | 神戸市垂水<br>区西舞子 3<br>丁目 9 番 10<br>号 | 令和 7 年<br>5 月 1 日 | 訪問看護 介護<br>予防訪問看護 |

神戸市告示第349号

次の指定医療機関について、生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 50 条の 2 および中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項の規定により、当該指定医療機関の名称等に変更があったとして届出があったので、生活保護法第 55 条の 3 の規定により告示する。

令和 7 年 10 月 21 日

神戸市長 久 元 喜 造

| 名称                               | 所在地                                                        | 変更年月日           |
|----------------------------------|------------------------------------------------------------|-----------------|
| (新)そら整形外科クリニック<br>(旧)大田整形外科クリニック | 神戸市灘区岩屋北町 5 丁目 1 番 31 号                                    | 令和 7 年 8 月 18 日 |
| 池内訪問看護ステーション                     | (新)神戸市西区伊川谷町有瀬 766 番地 1<br>(旧)神戸市西区玉津町高津橋 349 番地           | 令和 7 年 5 月 1 日  |
| f i r s t u n i . 訪問看護ステーション     | (新)神戸市北区鈴蘭台東町 1 丁目 10 番 1 号<br>(旧)神戸市北区鈴蘭台西町 2 丁目 3 番 18 号 | 令和 7 年 5 月 12 日 |

神戸市告示第350号

次の指定医療機関について、生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 50 条の 2 および中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項の規定により、当該指定医療機関の事業を廃止したとして届出があったので、生活保護法第 55 条の 3 の規定により告示する。

令和 7 年 10 月 21 日

神戸市長 久 元 喜 造

| 名称               | 所在地                       | 廃止年月日           |
|------------------|---------------------------|-----------------|
| 黒瀬内科             | 神戸市北区北五葉 2 丁目 4 番 28 号    | 令和 7 年 7 月 31 日 |
| 浜野外科胃腸科          | 神戸市垂水区桃山台 3 丁目 12 番 7 号   | 令和 7 年 8 月 19 日 |
| 夢野グローバル薬局        | 神戸市兵庫区菊水町 10 丁目 39 番 22 号 | 令和 7 年 7 月 31 日 |
| キリン堂薬局<br>兵庫店    | 神戸市兵庫区和田宮通 5 丁目 1 番 12 号  | 令和 7 年 7 月 31 日 |
| そうごう薬局<br>野崎通店   | 神戸市中央区野崎通 3 丁目 3 番 27 号   | 令和 7 年 8 月 31 日 |
| こまち薬局            | 神戸市灘区篠原南町 2 丁目 4 番 3 号    | 令和 7 年 8 月 7 日  |
| 児島クリニック          | 神戸市東灘区深江北町 2 丁目 8 番 7 号   | 令和 7 年 8 月 31 日 |
| さふらん薬局           | 神戸市中央区熊内町 4 丁目 8 番 20 号   | 令和 7 年 8 月 31 日 |
| しもかどクリニック        | 神戸市垂水区平磯 4 丁目 3 番 21 号    | 令和 7 年 8 月 31 日 |
| しもかど腎透析<br>クリニック | 神戸市垂水区上高丸 1 丁目 8 番 16 号   | 令和 7 年 8 月 31 日 |

神戸市告示第351号

次の指定医療機関について、生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 50 条の 2 および中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条 4 項の規定により、当該指定医療機関の事業を休止したとして届出があったので、生活保護法第 55 条の 2 の規定により告示する。

令和 7 年 10 月 21 日

神戸市長 久 元 喜 造

1 病院，診療所又は薬局

| 名 称         | 所 在 地                    | 休止年月日           |
|-------------|--------------------------|-----------------|
| きむら歯科クリニック  | 神戸市北区有野中町 1 丁目 11 番 10 号 | 令和 7 年 6 月 1 日  |
| 医療法人社団サミゾ歯科 | 神戸市垂水区旭が丘 2 丁目 3 番 3 号   | 令和 7 年 4 月 10 日 |

神戸市公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による変更の届出があったので、法第6条第3項において準用する法第5条第3項の規定により次のとおり公告するとともに、当該届出及び法第6条第3項において準用する法第5条第2項の添付書類を次のとおり縦覧に供します。

なお、法第8条第2項の規定により神戸市の区域内に居住する者、神戸市において事業活動を行う者、神戸市の区域をその地区とする商工会議所又は商工会その他の神戸市に存する団体その他の当該公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、令和7年10月21日から4月以内に、神戸市に対し、意見書の提出により、意見を述べることができます。

令和7年10月21日

神戸市長 久 元 喜 造

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

大丸神戸店

神戸市中央区明石町40番地

2 変更した事項

- (1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

| 氏名又は名称                | 住所                                     | 法人にあっては代表者の氏名  |
|-----------------------|----------------------------------------|----------------|
| 株式会社大丸松坂屋百貨店          | 東京都江東区木場2丁目18番11号                      | 代表取締役<br>宗森 耕二 |
| エ・デビス・アンド・カンパニー・リミテッド | チャネルアイランド、ジャージー、セントヘリヤー、ドンロード、テンプラーハウス | マハ・サファデイ・デビス   |
| 三菱UFJ信託銀行株式会社         | 東京都千代田区丸の内1丁目4番5号                      | 代表取締役<br>長島 巖  |

(変更後)

| 氏名又は名称                | 住所                                     | 法人にあっては代表者の氏名  |
|-----------------------|----------------------------------------|----------------|
| 株式会社大丸松坂屋百貨店          | 東京都江東区木場2丁目18番11号                      | 代表取締役<br>宗森 耕二 |
| エ・デビス・アンド・カンパニー・リミテッド | チャネルアイランド、ジャージー、セントヘリヤー、ドンロード、テンプラーハウス | マハ・サファデイ・デビス   |
| 三菱UFJ信託銀行株式会社         | 東京都千代田区丸の内1丁目4番5号                      | 代表取締役<br>窪田 博  |

- 3 変更の年月日  
令和7年4月1日
- 4 変更の理由  
代表者変更のため
- 5 届出年月日  
令和7年10月2日
- 6 縦覧期間  
令和7年10月21日から令和8年2月24日まで
- 7 縦覧場所  
神戸市中央区御幸通6丁目1番12号  
三宮ビル東館4階  
神戸市経済観光局経済政策課

神戸市公告

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号。以下「法」という。）第 5 条第 1 項の規定による届出があったので、同条第 3 項の規定により次のとおり公告するとともに、当該届出及び同条第 2 項の添付書類を次のとおり縦覧に供します。

なお、法第 8 条第 2 項の規定により神戸市の区域内に居住する者、神戸市において事業活動を行う者、神戸市の区域をその地区とする商工会議所又は商工会その他の神戸市に存する団体その他の当該公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、令和 7 年 10 月 21 日から 4 月以内に、神戸市に対し、意見書の提出により、意見を述べることができます。

令和 7 年 10 月 21 日

神戸市長 久 元 喜 造

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮称）ハローズ本多聞店

神戸市垂水区本多聞 2 丁目 11 番 1

2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

| 氏名又は名称   | 住所                          | 法人にあっては<br>代表者の氏名 |
|----------|-----------------------------|-------------------|
| 株式会社ハローズ | 広島県福山市南蔵王町 6 丁目 26 番<br>7 号 | 代表取締役<br>佐藤 利行    |

3 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

| 氏名又は名称   | 住所                               | 法人にあっては<br>代表者の氏名 |
|----------|----------------------------------|-------------------|
| 株式会社ハローズ | 広島県福山市南蔵王町 6 丁目 26 番<br>7 号      | 代表取締役<br>佐藤 利行    |
| 株式会社しまむら | 埼玉県さいたま市大宮区北袋町 1<br>丁目 602 番 1 号 | 代表取締役<br>高橋 維一郎   |
| 未定 1 者   |                                  |                   |

4 大規模小売店舗の新設をする日

令和 8 年 5 月 31 日

5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

3,868 平方メートル

6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項であって、経済産業省令で定めるもの

(1) 駐車場の位置及び収容台数

| 位置   | 収容台数  |
|------|-------|
| 建物南側 | 54 台  |
| 建物屋上 | 94 台  |
| 合計   | 148 台 |

(2) 駐輪場の位置及び収容台数

| 位置          | 収容台数  |
|-------------|-------|
| 建物東側および敷地南側 | 121 台 |

(3) 荷さばき施設の位置及び面積

| 位置   | 面積          |
|------|-------------|
| 建物西側 | 52.0 平方メートル |

(4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

| 位置       | 容量          |
|----------|-------------|
| 建物 1 階西側 | 7.2 立方メートル  |
| 建物 1 階西側 | 7.2 立方メートル  |
| 建物 1 階西側 | 7.2 立方メートル  |
| 合計       | 21.6 立方メートル |

7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項であって、経済産業省令で定めるもの

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

| 小売業者     | 開店時刻   | 閉店時刻        |
|----------|--------|-------------|
| 株式会社ハローズ | 24 時間  |             |
| 株式会社しまむら | 午前 8 時 | 午後 9 時 50 分 |
| 未定物販     | 午前 8 時 | 午後 9 時 50 分 |

(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

24 時間

(3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

| 位置   | 出入口の数    |
|------|----------|
| 敷地東面 | 入口 1 か所  |
| 敷地東面 | 出入口 1 か所 |

(4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前 6 時から午後 10 時まで

8 届出年月日

令和 7 年 9 月 30 日

9 縦覧期間

令和 7 年 10 月 21 日から令和 8 年 2 月 24 日まで

10 縦覧場所

神戸市中央区御幸通 6 丁目 1 番 12 号

三宮ビル東館 4 階

神戸市経済観光局経済政策課

神戸市公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による変更の届出があったので、法第6条第3項において準用する法第5条第3項の規定により次のとおり公告するとともに、当該届出及び法第6条第3項において準用する法第5条第2項の添付書類を次のとおり縦覧に供します。

なお、法第8条第2項の規定により神戸市の区域内に居住する者、神戸市において事業活動を行う者、神戸市の区域をその地区とする商工会議所又は商工会その他の神戸市に存する団体その他の当該公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、令和7年10月21日から4月以内に、神戸市に対し、意見書の提出により、意見を述べることができます。

令和7年10月21日

神戸市長 久 元 喜 造

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

コープリビング甲南

神戸市東灘区甲南町2丁目1番20号

2 変更した事項

- (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

| 氏名又は名称        | 住所                  | 法人にあっては<br>代表者の氏名 | 変更の年月日<br>変更する理由 |
|---------------|---------------------|-------------------|------------------|
| 生活協同組合コープこうべ  | 神戸市東灘区住吉本町1丁目3番19号  | 組合長理事<br>岩山 利久    |                  |
| ペッツバリュース株式会社  | 兵庫県西宮市鳴尾浜2丁目1番23号   | 代表取締役<br>高橋 一彦    |                  |
| 株式会社パリミキ      | 東京都中央区日本橋室町2丁目4番3号  | 代表取締役<br>澤田 将広    |                  |
| リフォームスタジオ株式会社 | 千葉県千葉市美浜区高洲3丁目21番1号 | 代表取締役<br>牧 和男     |                  |
| 株式会社コーナンファース  | 神戸市東灘区岡本1丁目3番20号    | 代表取締役<br>小林 豊弘    |                  |
| 上新電機株式会社      | 大阪市浪速区日本橋西1丁目6番5号   | 代表取締役<br>金谷 隆平    |                  |
| 他1名           |                     |                   |                  |

(変更後)

| 氏名又は名称            | 住所                      | 法人にあつては<br>代表者の氏名 | 変更の年月日<br>変更する理由   |
|-------------------|-------------------------|-------------------|--------------------|
| 生活協同組合コー<br>プこうべ  | 神戸市東灘区住吉本<br>町1丁目3番19号  | 組合長理事<br>岩山 利久    |                    |
| 株式会社ファイブ<br>ワン    | 兵庫県淡路市中田<br>548-2-101   | 代表取締役<br>大上 和男    | 令和5年10月1日<br>契約先変更 |
| 株式会社パリミキ          | 東京都中央区日本橋<br>室町2丁目4番3号  | 代表取締役<br>恒吉 裕司    | 令和5年4月1日<br>代表者変更  |
| リフォームスタジ<br>オ株式会社 | 千葉県千葉市美浜区<br>高洲3丁目21番1号 | 代表取締役<br>齊藤 岳彦    | 令和7年4月21日<br>代表者変更 |
| 株式会社コーナン<br>ファース  | 神戸市東灘区岡本1<br>丁目3番20号    | 代表取締役<br>小林 豊弘    |                    |
| 上新電機株式会社          | 大阪市浪速区日本橋<br>西1丁目6番5号   | 代表取締役<br>金谷 隆平    |                    |
| 株式会社奈良大仏<br>堂     | 奈良市三条大路3丁<br>目1番56号     | 代表取締役<br>山中 完仁    | 令和6年9月30日<br>入店    |
| 他1名               |                         |                   |                    |

3 届出年月日

令和7年9月25日

4 縦覧期間

令和7年10月21日から令和8年2月24日まで

5 縦覧場所

神戸市中央区御幸通6丁目1番12号

三宮ビル東館4階

神戸市経済観光局経済政策課

神戸市公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による変更の届出があったので、法第6条第3項において準用する法第5条第3項の規定により次のとおり公告するとともに、当該届出及び法第6条第3項において準用する法第5条第2項の添付書類を次のとおり縦覧に供します。

なお、法第8条第2項の規定により神戸市の区域内に居住する者、神戸市において事業活動を行う者、神戸市の区域をその地区とする商工会議所又は商工会その他の神戸市に存する団体その他の当該公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、令和7年10月21日から4月以内に、神戸市に対し、意見書の提出により、意見を述べることができます。

令和7年10月21日

神戸市長 久 元 喜 造

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ルッカ名谷

神戸市須磨区中落合3丁目16番1他

2 変更した事項

- (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

| 氏名又は名称       | 住所                  | 法人にあっては代表者の氏名  |
|--------------|---------------------|----------------|
| 株式会社AOKI     | 神奈川県横浜市都筑区葛が谷6番56号  | 代表取締役<br>森 裕隆  |
| 株式会社ファミリーマート | 東京都港区芝浦3丁目1番21号     | 代表取締役<br>細見 研介 |
| 株式会社エクセル     | 兵庫県西脇市日野町156番5      | 代表取締役<br>吉川 正男 |
| 株式会社エブリ      | 兵庫県垂水区霞ヶ丘7丁目31-402号 | 代表取締役<br>稲垣 千穂 |
| その他未定2店舗     |                     |                |

(変更後)

| 氏名又は名称       | 住所                 | 法人にあっては代表者の氏名  |
|--------------|--------------------|----------------|
| 株式会社AOKI     | 神奈川県横浜市都筑区葛が谷6番56号 | 代表取締役<br>森 裕隆  |
| 株式会社ファミリーマート | 東京都港区芝浦3丁目1番21号    | 代表取締役<br>細見 研介 |

|            |                            |                |
|------------|----------------------------|----------------|
| 株式会社エクセル   | 兵庫県西脇市日野町 156 番 5          | 代表取締役<br>門脇 吉弘 |
| 株式会社エブリ    | 兵庫県垂水区霞ヶ丘 7 丁目 31－402<br>号 | 代表取締役<br>稲垣 千穂 |
| その他未定 2 店舗 |                            |                |

- 3 変更の年月日  
令和 6 年 11 月 1 日
- 4 変更の理由  
代表者が変更になったため
- 5 届出年月日  
令和 7 年 9 月 10 日
- 6 縦覧期間  
令和 7 年 10 月 21 日から令和 8 年 2 月 24 日まで
- 7 縦覧場所  
神戸市中央区御幸通 6 丁目 1 番 12 号  
三宮ビル東館 4 階  
神戸市経済観光局経済政策課

神戸市公告

下記特定空家等の所有者は、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）第22条第3項の規定に基づき措置をとることを、令和7年10月9日付神建住建対第1580号により、命ぜられています。

令和7年10月21日

神戸市長 久 元 喜 造

記

1 対象となる特定空家等

所在地：神戸市長田区川西通二丁目16番地（地番）

家屋番号：16番の1（附属建物）

2 措置の内容

外壁の下地、仕上材およびその他建材等で、北側道路に落下するおそれがある部分について、落下・飛散等しないよう撤去等の措置を行うこと

3 命ずるに至った事由

外壁の下地、仕上材等の落下が進んでおり、残存している部分についても落下の兆候が見られる。また、その他部材にも劣化が見受けられ、このまま放置すれば、部材等が道路などへ落下・飛散するおそれがあり、保安上著しく危険となるおそれがあるため。

4 命令の責任者

神戸市建築住宅局建築指導部部長（空家空地指導担当） 今井 政仁

連絡先：078-595-6575

5 措置の期限

令和7年11月28日

以上

神戸市公告

下記特定空家等の所有者は、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）第22条第3項の規定に基づき措置をとることを、令和7年10月9日付神建住建対第1578号により、命ぜられています。

令和7年10月21日

神戸市長 久 元 喜 造

記

1 対象となる特定空家等

所在地：神戸市長田区川西通二丁目16番地（地番）

家屋番号：16番の2

2 措置の内容

建物、建物部材、仮設足場および残置されている建材等の撤去など、周辺への危害防止措置を行うこと

3 命ずるに至った事由

建物、建物部材及び仮設足場が傷んでおり、建物上階には固定されることなく建材等が残置されている。このまま放置すれば、これらが道路や隣地へ落下・飛散し、保安上著しく危険となるおそれがあるため。

4 命令の責任者

神戸市建築住宅局建築指導部部長（空家空地指導担当） 今井 政仁

連絡先：078-595-6575

5 措置の期限

令和7年11月28日

以上

神戸市公告

空家等対策の推進に関する特別措置法（平成 26 年法律第 127 号）第 22 条第 2 項の規定により勧告し、その勧告に係る必要な措置をとらなかったため、神戸市空家空地対策の推進に関する条例（平成 28 年 6 月 28 日条例第 3 号）第 13 条第 1 項の規定により、次のとおり公表します。

令和 7 年 10 月 21 日

神戸市長 久 元 喜 造

1 氏名及び住所

西村 征浩

神戸市長田区蓮池町 1 番地の 31

2 建築物の所在地

神戸市長田区川西通二丁目 16 番地（地番）

（家屋番号 16 番の 1（附属建物））

3 必要な措置の内容

外壁の下地、仕上り材およびその他建材等で、北側道路に落下するおそれがある部分について、落下・飛散等しないよう撤去等の措置を行うこと

神戸市公告

空家等対策の推進に関する特別措置法（平成 26 年法律第 127 号）第 22 条第 2 項の規定により勧告し、その勧告に係る必要な措置をとらなかったため、神戸市空家空地対策の推進に関する条例（平成 28 年 6 月 28 日条例第 3 号）第 13 条第 1 項の規定により、次のとおり公表します。

令和 7 年 10 月 21 日

神戸市長 久 元 喜 造

1 氏名及び住所

西村 征浩

神戸市長田区蓮池町 1 番地の 31

2 建築物の所在地

神戸市長田区川西通二丁目 16 番地（地番）

（家屋番号 16 番の 2）

3 必要な措置の内容

建物、建物部材、仮設足場および残置されている建材等の撤去など、周辺への危害防止措置を行うこと

神戸市公告

建築基準法（昭和25年法律第201号）第70条第1項の規定による建築協定書の提出があったので、同法第71条の規定により公告します。

この建築協定書は、神戸市建築住宅局建築指導部建築安全課において、関係人の縦覧に供します。

令和7年10月21日

神戸市長 久 元 喜 造

- 1 建築協定の名称  
学園緑が丘（小東山6丁目）地区建築協定
- 2 建築協定区域の位置  
神戸市垂水区小東山6丁目1－1 他
- 3 縦覧期間  
令和7年10月21日から同年11月17日まで
- 4 連絡先  
神戸市中央区浜辺通2丁目1番30号  
神戸市建築住宅局建築指導部建築安全課  
電話（078）595-6555

神戸市公告

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第60条第1項による神戸国際港都建設事業鈴蘭台駅北地区土地区画整理審議会の委員の補欠選挙について、土地区画整理法施行令（昭和30年政令第47号）第20条の規定により作成した選挙人名簿を2週間公衆の縦覧に供するので、同令第21条第2項において準用する同令第3条の規定により次のとおり公告します。

令和7年10月21日

神戸市長 久 元 喜 造

1 縦覧の期間

令和7年11月25日から令和7年12月8日まで

2 縦覧の場所

(1) 神戸市中央区浜辺通2丁目1番30号 三宮国際ビル8階

神戸市都市局工務課

(2) 神戸市北区鈴蘭台北町1丁目9番1号 ベルスト鈴蘭台7階

神戸市北区地域協働課

(3) 神戸市北区鈴蘭台北町1丁目9番1号 ベルスト鈴蘭台5階

神戸市都市局工務課鈴蘭台相談所

3 縦覧の時間

(1) 都市局工務課

午前8時45分から午後5時30分まで（土・日曜を除く）

(2) 北区地域協働課

午前8時45分から午後5時30分まで（土・日曜を除く）

(3) 鈴蘭台相談所

午前9時30分から午後4時30分まで（土・日曜のみ）

神戸市公告

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第60条第1項による神戸国際港都建設事業鈴蘭台駅北地区土地区画整理審議会の委員の補欠選挙期日を、令和8年1月18日と定めたので、土地区画整理法施行令（昭和30年政令第47号）第19条の規定により、次のとおり公告します。

令和7年10月21日

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市公告

次の開発区域（工区）の全部について開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告します。

令和7年10月21日

神戸市長 久 元 喜 造

- 1 開発区域（工区）に含まれる地域の名称  
神戸市北区道場町日下部字浦ノ川原716番1、716番10、716番12、716番13、717番1、718番3、722番3、722番12の一部
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
大阪市福島区福島3丁目3番3号901号  
てんま産業 株式会社  
代表取締役 川口 武彦
- 3 許可番号  
令和7年2月21日 第8234号  
(変更許可 令和7年7月28日 第2231号)

神戸市水道告示第18号

神戸市指定給水装置工事事業者規程（平成10年3月水道管理規程第10号）第7条の規定により次のとおり神戸市指定給水装置工事事業者の事業の廃止の届出があったので、同規程第10条の規定により告示する。

令和7年10月21日

神戸市水道事業管理者 藤原政幸

| 指定番号  | 名称             | 所在地                              | 代表者   | 廃止年月日     |
|-------|----------------|----------------------------------|-------|-----------|
| 42140 | 株式会社<br>SUIJIN | 神戸市灘区大石北町<br>7番4号<br>ウイングマンション1F | 坂東 一樹 | 令和7年10月5日 |

神戸市選告示第7号

令和7年10月26日執行の神戸市長選挙につき、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第22条第3項の規定による選挙人名簿の登録基準日は令和7年10月11日とする。

令和7年10月9日

神戸市選挙管理委員会  
委員長 村 上 雅 彦

神戸市選告示第8号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第33条第1項の規定により、神戸市長の任期満了による選挙を令和7年10月26日に行う。

令和7年10月12日

神戸市選挙管理委員会  
委員長 村 上 雅 彦

神戸市選告示第9号

令和7年10月26日執行の神戸市長選挙につき、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第75条第3項及び同法施行令（昭和25年政令第89号）第80条第1項の規定により、選挙長及びその職務を代理すべき者を次のとおり選任した。

令和7年10月12日

神戸市選挙管理委員会  
委員長 村上 雅彦

- 1 選挙長  
住所 神戸市東灘区  
氏名 村上 雅彦
- 2 選挙長の職務を代理すべき者  
住所 神戸市東灘区  
氏名 北川 道夫

神戸市選告示第10号

令和7年10月26日執行の神戸市長選挙における選挙長の職務を行う場所を次のとおり定める。

令和7年10月12日

神戸市選挙管理委員会  
委員長 村 上 雅 彦

- 1 令和7年10月12日  
神戸市役所1号館14階大会議室
- 2 上記を除く全期間  
神戸市役所1号館23階選挙管理委員会事務局事務室

神戸市選告示第11号

令和7年10月26日執行の神戸市長選挙における選挙会の場所及び日時を公職選挙法（昭和25年法律第100号）第78条の規定により次のとおり定める。

令和7年10月12日

神戸市選挙管理委員会  
委員長 村 上 雅 彦

- 1 場所  
神戸市役所 1 号館14階1141会議室
- 2 日時  
令和7年10月27日午前10時

神戸市選告示第12号

令和7年10月26日執行の神戸市長選挙につき、公職選挙執行規程（昭和50年10月神戸市選告示第22号）第35条第1項の規定により選挙公報に掲載文を掲載する順序を定めるくじを行う日時及び場所を、次のとおり定める。

令和7年10月12日

神戸市選挙管理委員会  
委員長 村 上 雅 彦

1 日時

令和7年10月12日午後5時30分

2 場所

神戸市役所1号館23階神戸市選挙管理委員室

神戸市選告示第13号

令和7年10月26日執行の神戸市長選挙につき、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第175条第8項の規定による期日前投票所及び区選挙管理委員会委員長の管理する不在者投票記載場所における候補者の氏名及び党派別の掲示の掲載順序を定めるくじを行う日時及び場所を、次のとおり定める。

令和7年10月12日

神戸市選挙管理委員会  
委員長 村 上 雅 彦

- 1 日時  
令和7年10月12日午後5時45分
- 2 場所  
神戸市役所1号館23階神戸市選挙管理委員会室

神戸市選告示第14号

令和7年10月26日執行の神戸市長選挙につき、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第194条の規定による選挙運動に関する支出金額の制限額は、次のとおりである。

令和7年10月12日

神戸市選挙管理委員会  
委員長 村 上 雅 彦

23,129,300円

神戸市長選挙選挙長告示第1号

令和7年10月26日執行の神戸市長選挙につき、本日候補者として次のとおり届出があった。

令和7年10月12日

神戸市長選挙選挙長 村 上 雅 彦

| 届出<br>受理<br>番号 | 届出<br>の別 | ふりがな<br>候補者氏名        | 住所     | 年齢 | 党派  | 職業                     | 選挙運動のために使用する文書図画を頒布するために利用する一のウェブサイト等のアドレス                            |
|----------------|----------|----------------------|--------|----|-----|------------------------|-----------------------------------------------------------------------|
| 1              | 本人<br>届出 | ひさもと きぞう<br>久元 喜造    | 神戸市灘区  | 71 | 無所属 | 神戸市長                   | <a href="https://hisamoto-kizo.com">https://hisamoto-kizo.com</a>     |
| 2              | 本人<br>届出 | ごとう だいすけ<br>五島 だいすけ  | 神戸市北区  | 48 | 無所属 | 公認会計士税理士事務所所長          | <a href="https://goto-daisuke.net/">https://goto-daisuke.net/</a>     |
| 3              | 本人<br>届出 | おかざき ふみのり<br>岡崎 ふみのり | 神戸市中央区 | 56 | 無所属 | 兵庫県労働組合総連合事務局長         | <a href="http://www.attaka-kobe.com/">http://www.attaka-kobe.com/</a> |
| 4              | 本人<br>届出 | きじま ひろつぐ<br>きじま ひろつぐ | 神戸市中央区 | 50 | 無所属 | 株式会社キジマヒロツグオフィス代表取締役社長 | <a href="https://x.com/hirokijima318">https://x.com/hirokijima318</a> |

神戸市長選挙選挙長告示第2号

令和7年10月26日執行の神戸市長選挙において、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第76条の規定により届出のあった選挙立会人が10人を超えるとき、又は同一の政党その他の政治団体に属する候補者の届出にかかるものが3人以上あるときに、同法同条において準用する同法第62条第2項又は第4項の規定によるくじを行う場所及び日時を次のとおり定める。

令和7年10月12日

神戸市長選挙選挙長 村 上 雅 彦

1 場所

神戸市役所1号館23階神戸市選挙管理委員会事務局長室

2 日時

令和7年10月23日午後5時30分

神戸市選告示第15号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第113条第3項の規定により、神戸市議会議員東灘区選挙区及び神戸市議会議員北区選挙区において、当該選挙区選出議員の補欠選挙を行うべき事由が生じた。

令和7年10月12日

神戸市選挙管理委員会  
委員長 村 上 雅 彦

神戸市選告示第16号

令和7年10月26日神戸市長選挙と同時に行う神戸市議会議員補欠選挙（東灘区選挙区及び北区選挙区）につき、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第22条第3項の規定による選挙人名簿の登録基準日は令和7年10月16日とする。

令和7年10月14日

神戸市選挙管理委員会  
委員長 村 上 雅 彦

級別基準職務表の適用範囲に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年10月21日

神戸市人事委員会  
委員長 芝原貴文

神戸市人事委員会規則第4号

級別基準職務表の適用範囲に関する規則の一部を改正する規則

級別基準職務表の適用範囲に関する規則（平成28年4月人委規則第6号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

| 改正後         |         |          |         | 改正前         |         |          |         |
|-------------|---------|----------|---------|-------------|---------|----------|---------|
| 別表第1 行政職給料表 |         |          |         | 別表第1 行政職給料表 |         |          |         |
| 職務の級        | 職務の内容   | 局室区役所の名称 | 事業所等の名称 | 職務の級        | 職務の内容   | 局室区役所の名称 | 事業所等の名称 |
| 5級          | 館長代理の職務 | [略]      | [略]     | 5級          | 館長代理の職務 | [略]      | [略]     |
|             | 鳥獣対策専門員 | 経済観光局    | 農政計画課   |             |         |          |         |
| [略]         | [略]     | [略]      | [略]     | [略]         | [略]     | [略]      | [略]     |

附 則

この規則は、令和7年11月1日から施行する。

令和7年9月30日付け神戸市公報第3930号について、誤りがありましたので、次のとおり訂正します。

令和7年10月21日

(22～23ページ 神戸市交通管理規程第7号を一部訂正)

誤

3 この規程の施行の際現に存するUラインカード及びNEW Uラインカードであって神戸市交通局前払式料金カード取扱規程（平成9年交規程第2号）の廃止の際に支払うことができる料金に残額があるものについて、令和12年9月30日までの間、当該カードと引換えにその料金を払戻しする。ただし、払戻金額は、当該カードの販売額を使用可能額で除したものに、残額を乗じて得た額（10円未満の端数があるときは、その端数金額を四捨五入するものとする。）とする。

3 この規程の施行の際現に存するUラインカード及びNEW Uラインカードについては、この規程の施行後も、なおその効力を有する。

正

3 この規程の施行の際現に存するUラインカード及びNEW Uラインカードであって神戸市交通局前払式料金カード取扱規程（平成9年交規程第2号）の廃止の際に支払うことができる料金に残額があるものについて、令和12年9月30日までの間、当該

3 この規程の施行の際現に存するUラインカード及びNEW Uラインカードについては、この規程の施行後も、なおその効力を有する。

カードと引換えにその料金を払戻し  
する。ただし、払戻金額は、当該カー  
ドの販売額を使用可能額で除したも  
のに、残額を乗じて得た額とする。

(24ページ 神戸市交通管理規程第8号を一部訂正)

誤

3 前項の払戻金額は、当該カードの販売額を使用可能額で除したものに、残額  
を乗じて得た額 (10円未満の端数があるときは、その端数金額を四捨五入するもの  
とする。)とする。

正

3 前項の払戻金額は、当該カードの販売額を使用可能額で除したものに、残額  
を乗じて得た額とする。